

助成金・奨励金交付申請について

※助成金・奨励金を申請する方は必ず一読ください。

- ・助成金及び奨励金（以下助成金等）は、個人の建築主等が区の施工で拡幅工事を行った場合に対象です。
- ・助成金等の申請者が複数人の場合は、委任状で代表者を定めていただき、その方が申請・請求・受領してください。

★ 提出書類（ホームページからダウンロードが可能です）

- 狭あい道路拡幅整備 助成金・奨励金 交付申請書
- 狭あい道路拡幅整備 助成金・奨励金 交付請求書
- 支払金口座振替依頼書（助成金・奨励金をともに申請しても1枚の提出で結構です）

<助成金>

後退用地内に塀等があり、後退に伴い撤去・移設した際の費用の一部を助成します。申請者は建築主等です。

助成金交付額の上限は、障害物撤去は単独で30万円、障害物撤去を除く合計額は300万円です。

助成金の対象となる撤去・移設したものと、道路後退線・隅切り線より道路側にあるもので、協議申請時に存在するものに限ります。

★ 助成項目別の添付資料（□）と注意事項（※）

（1）塀等の撤去

- 図面…塀等の位置、構造（RC等）、道路面又は地盤面からの高さ、水平面での長さを記入。
- 撤去前の写真
- ※ 道路後退用地内であれば、隣地境界の塀等も対象です。隣地側の工作物等については、撤去に際して安全性を確認してください。
- ※ 独立基礎のフェンスは助成金対象外です。
- ※ 高さが0.4m未満の部分は助成対象外です。擁壁と併せて助成できません。

（2）擁壁の撤去

- 図面…擁壁の位置、構造（RC等）、道路面又は地盤面からの高さ、水平面での長さを記入。
- 撤去前の写真
- ※ 土を留めている高さにより、助成金対象額が決まります。擁壁の高さではありません。高さが0.4m未満の部分は助成対象外です。
- ※ 塀等（擁壁の上のフェンスや生垣を撤去する場合など）と併せて助成はできません。

(3) 樹木の撤去・移植

□ 図面…樹木の位置を記入。

□ 撤去・移植前の写真…樹木の位置がわかる写真及び幹周りが0.3m以上あることが確認できる写真（計測している写真）を添付してください。根元から分岐している樹木は総和の70%の幹周りが0.3m以上であれば対象です。

※大田区保護樹木の指定を受けているものは別途協議。

(4) 擁壁の設置

□ 図面…擁壁の位置、構造（重量ブロック積み等）、道路面又は地盤面からの高さ、水平面の長さを記入。

□ 設置後の写真

※ 土を留めている高さにより、助成金対象額が決まります。擁壁の高さではありません。高さが0.4m未満の部分は助成対象外です。

※ 擁壁が建物と一体の場合は助成対象外です。建物と別個の構造物であることが確認できる資料が必要です。

※ 助成対象の擁壁は後退線・隅切り線から1m以内のものに限ります（地区計画で壁面後退区域における工作物の設置制限を定めている場合、当該設置制限を遵守したときは、2mまで対象）

(5) 障害物撤去

助成対象となる障害物は、ガス管、水道管、私設街灯、電波障害防除対策設備等です。

□ 図面…障害物の位置を記入。移設の場合は移設後の位置も記入。

□ 撤去前及び撤去工事中、撤去後の写真

□ 撤去施工業者から建築主等に宛てた見積書または請求書の写し（内訳が分るもの）

□ 領収書の写し（建築主が施工業者へ請求・受領を委任した場合は不要）

※ ガス管工事の場合、東京ガス指定工事会社等発行の内訳入り請求書及び領収書の写し。

※ 移設に関しては、道路拡幅に伴う最小限の工事である必要があります。管全体を引き直す、口径を増径する等の部分については助成対象外です。

< 奨励金 >

後退用地（公道のみ）を区に寄付した時、隅切り用地を拡幅整備した時（公道・私道ともに）に対象です。

★ 寄付奨励金 …申請者：土地所有者

奨励金額：5万円/㎡、奨励金交付額の上限は100万円です。

★ 隅切り奨励金…申請者は建築主等（ただし、隅切り部分を寄付された場合は、隅切り

奨励金の申請者は土地所有者）

奨励金額：10万円/1箇所

※助成金・奨励金の申請をされる方は、注意事項を確認したうえで申請しているとみなします。
申請に必要な書類が提出されない場合、助成金・奨励金を交付できませんのでご注意ください。

建築調整課 地域道路整備
TEL 03-5744-1308